

- 神戸市空き家活用応援制度
- 神戸市空き地活用応援制度

補助金交付要綱

令和4年4月6日 建築住宅局長決定

令和7年4月1日 建築住宅局長最終改正

(目的)

第1条 この要綱は、別表に掲げる補助制度について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。ただし、次の各号に掲げる用語以外に定めるべき用語がある場合は、別表に定めるものとする。

- (1) 補助金 本市が本市以外の者に対して交付する補助金をいう。
- (2) 補助事業 補助金の交付の対象となる事業をいう。
- (3) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。
- (4) 年度 本市の会計年度をいい、毎年4月に始まり、翌年3月に終わるものとする。
- (5) 空き家 交付申請の時点において、居住その他の使用がなされていない建築物をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有（過去1年の間に所有していたものも含む。）し、又は管理するものを除く。
- (6) 空き地 交付申請の時点において、使用がなされておらず、建築物が存在しない土地（ただし、山林又は田畑等を除く。）で、かつ、当面建築計画のない土地をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有（過去1年の間に所有していたものも含む。）し、又は管理するものを除く。
- (7) 社会貢献活動 社会貢献のために、次に掲げるいずれかの活動に取り組むことをいう。ただし、宗教活動、政治活動、選挙活動又は公益を害する若しくは公序良俗に反する恐れのある活動は除く。
 - ア 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - イ 社会教育の推進を図る活動
 - ウ まちづくりの推進を図る活動
 - エ 観光の振興を図る活動
 - オ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
 - カ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - キ 環境の保全を図る活動
 - ク 災害救援活動
 - ケ 地域安全活動
 - コ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
 - サ 国際協力の活動
 - シ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
 - ス 子どもの健全育成を図る活動
 - セ 情報化社会の発展を図る活動
 - ソ 科学技術の振興を図る活動

タ 経済活動の活性化を図る活動

チ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

ツ 消費者の保護を図る活動

テ その他市長がアからツまでに掲げる活動と同等以上の意義を有すると認める活動

(8) 地域活動 地域コミュニティの維持・再生のため、地域の課題を解決又は改善する取り組みや、地域特性及び地域資源を活かした魅力あるまちづくりを進めることを目的とし、営利を目的としない公益的な活動をいう。ただし、宗教活動、政治活動、選挙活動又は公益を害する若しくは公序良俗に反する恐れのある活動は除く。

(9) 地域利用バンク 「一般財団法人 神戸住環境整備公社」が運営する「空き家・空き地地域利用バンク」をいう。

(10) バンク登録団体 地域利用バンクに登録している「空き家等利活用希望団体」をいう。

(交付対象)

第3条 補助金の交付の目的・概要、対象にできる物件、要件、申請をできる者及び対象にできる経費並びに補助金の額その他の事項は、別表に掲げるとおりとする。ただし、市長は予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(交付申請)

第4条 補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請（以下「交付申請」という。）する者（以下「申請者」という。）は、補助事業を実施しようとする年度の申請受付期間内に、補助金交付申請書（様式第1号）など別表に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

2 「建築家との協働による空き家活用促進補助」においては、審査会により選定された年度及びその翌年度に分けて補助事業を実施できることとし、各年度の申請受付期間内に、補助金交付申請書（様式第1号）など別表に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

3 前号の規定により、2カ年度に渡って補助事業を実施する場合は、補助金交付申請書（様式第1号）において、各年度に実施する補助事業を明記するものとする。

4 前第2号の規定により、2カ年度に渡って補助事業を実施する場合に、その2年度目に補助金の交付を申請する際にも、1年度目の交付申請時点の補助金交付要綱及び別表を適用するものとする。

(審査会)

第5条 市長が必要と認める場合、市長は、交付申請の前に行う審査会により、交付申請を行うことができる者（以下「候補者」という。）を選定することができる。

2 市長は、あらかじめ、審査会における審査基準及び選定方法を別表に定め、審査を行う委員及び会議の運営その他に関して別に定めるものとする。

3 審査会に応募する者（以下「応募者」という。）は、補助事業を実施しようとする年度の募集期間内に、別表に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、審査会により候補者を選定したときは、速やかにその結果を応募者に通知するものとする。

5 候補者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに交付申請をしなければならない。ただし、前条に規定する書類のうち第3項に規定する書類の提出を省略できるものとする。

(交付の決定)

第6条 市長は、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金規則第6条による補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）を行うときは、次の各号に掲げる書類により速やかに申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書（様式第 2 号）
- (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、補助金規則第 6 条第 3 項による補助金の交付が不適当である旨の通知を行うときは、次の各号に掲げる書類により速やかに申請者に通知するものとする。
 - (1) 補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 3 補助事業者は、交付決定の日以降に補助事業に着手しなければならない。なお、着手とは、別表に掲げる行為を含むものとする。

（補助事業の変更等）

- 第 7 条 補助事業者は、補助金規則第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる承認（以下「交付決定変更」という。）を受けようとするときは、補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第 4 号）に変更内容がわかる書類を添付し、同第 2 号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 5 号）を、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第 6 号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第 7 号）により、補助事業者に通知するものとする。
 - 3 補助金規則第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる軽微な変更は、別表に定めるものとする。

（実績報告）

- 第 8 条 補助事業者は、補助金規則第 15 条に基づき補助事業の実績を報告（以下「実績報告」という。）しようとするときは、当該補助事業の完了後速やかに、かつ交付決定の日の属する年度の末日までに、補助事業実績報告書（様式第 8 号）など別表に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、別表に掲げるとおり市長が認める場合は、この限りではない。

（交付額の確定）

- 第 9 条 市長は、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金規則第 16 条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者に通知するものとする。
- (1) 補助金額確定通知書（様式第 9 号）
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、確定した補助金の交付額が、交付決定（交付決定変更を受けた場合は、交付決定変更。以下同じ。）における額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の支払い）

- 第 10 条 市長は、補助金の交付額の確定後、補助金を補助事業者に支払うものとする。
- 2 補助事業者は、補助金の受領を、補助事業を請け負う者に委任することができる。
 - 3 補助事業者は、補助金の振込先口座又は前項の規定に基づき委任する額を変更する場合は、その旨を市長に届け出るものとする。

（交付決定の取消し）

- 第 11 条 市長は、補助金規則第 19 条により交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかにその旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 10 号）により当該補助事業者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、

期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(関係書類の整備及び保存)

第 12 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿その他関係書類を常に整備し、実績報告の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(業務の委託)

第 13 条 市長は、補助金の交付に係る業務の一部を外郭団体等に委託することができる。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日及び要綱の廃止)

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 8 日から施行する。
- 2 令和 3 年 4 月 1 日施行の「神戸市空き家・空き地地域利用応援制度 空き家地域利用リノベーション補助金交付要綱」は令和 4 年 4 月 8 日をもって廃止する。ただし、同要綱の廃止前に補助金を交付した補助事業については、交付決定を受けた時点における補助金規則及び同要綱は、交付決定の日の属する年度の末日から 5 年を経過する日までの間も、なおその効力を有する。

(施行期日及び要綱の廃止)

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 3 日から施行する。
- 2 令和 4 年 4 月 1 日施行の「神戸市空き家地域利用応援制度／神戸市空き地活用応援制度 初期・維持費用補助金等交付要綱」は令和 5 年 4 月 3 日をもって廃止する。ただし、同要綱の廃止前に補助金を交付した補助事業については、交付決定を受けた時点における補助金規則及び同要綱は、交付決定の日の属する年度の末日から 2 年を経過する日までの間も、なおその効力を有する。
- 3 令和 4 年 4 月 1 日施行の「神戸市空き家地域利用応援制度 空き家地域利用片付け支援事業補助金交付要綱」は令和 5 年 4 月 3 日をもって廃止する。ただし、同要綱の廃止前に補助金を交付した補助事業については、交付決定を受けた時点における補助金規則及び同要綱は、交付決定の日の属する年度の末日から 1 年を経過する日までの間も、なおその効力を有する。
- 4 令和 3 年 4 月 1 日施行の「神戸市空き家・空き地地域利用応援制度 空き家建築基準法適合状況調査補助金交付要綱」は令和 5 年 4 月 3 日をもって廃止する。
- 5 令和 4 年 4 月 1 日施行の「神戸市空き地活用応援制度 空き地整備事業補助金交付要綱」は令和 5 年 4 月 3 日をもって廃止する。ただし、同要綱の廃止前に補助金を交付した補助事業については、交付決定を受けた時点における補助金規則及び同要綱は、交付決定の日の属する年度の末日から 2 年を経過する日までの間も、なおその効力を有する。
- 6 令和 4 年 4 月 1 日施行の「神戸市空き地活用応援制度 隣地統合補助金交付要綱」は令和 5 年 4 月 3 日をもって廃止する。ただし、同要綱の廃止前に補助金を交付した補助事業については、交付決定を受けた時点における補助金規則及び同要綱は、交付決定の日の属する年度の末日から 10 年を経過する日までの間も、なおその効力を有する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 10 日から施行する。

(施行期日及び要綱の廃止)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年 4 月 1 日施行の「神戸市建築家との協働による空き家活用促進事業／神戸市空き家地域利用応援制度補助金等交付要綱」は令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。ただし、同要綱の廃止前に補助金を交付した補助事業については、交付決定を受けた時点における補助金規則及び同要綱は、交付決定の日の属する年度の末日から 10 年を経過する日までの間も、なおその効力を有する。